

第55回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年11月16日)

開催日及び場所			令和4年9月29日(木曜日) 農林水産省第3特別会議室	
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 大八木 葉子(弁護士) 村田 泰夫(農業ジャーナリスト)	
審議対象期間			令和4年4月1日～令和4年6月30日	
審議対象案件			467件 うち、1者応札案件 157件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 10件	
抽出案件			9件 うち、1者応札案件 7件 (抽出率2%) (抽出率4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 (抽出率20%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	5 件	うち、1 者応札案件 5 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2 件
		指名競争	0 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（企画競争・公募）	4 件	うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約（その他）	0 件	うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	（特記事項）			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			（詳細に記述すること。） 別紙のとおり	（詳細に記述すること。） 別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]			特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

（注1）必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注2）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 55 回入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
工事及び物品・役務等契約の報告	
令和 3、4 年度の契約状況の比較における一般競争について、件数は減っているのに対し、金額が増えているのですが、何か事情があったのでしょうか。	令和 4 年度は 1 億円を超える新規の契約が 7 件程あり、その合計が約 47 億円ございます。この合計額が、前年度と比較して金額の増につながったものと考えます。
再度入札での一位不動状況における、役務の提供等について、2 回入札の件数が複数出ていますが、いつもに比べて多いのはなぜでしょうか。	件数で見ると多いですが、今回の対象である第 1・四半期の総入札件数自体が多いので、比率で見るといつもと大差ございません。
指名停止等の報告	
総合警備保障株式会社について、メンテナンス業務中に現金を盗んだということですが、従業員個人の犯罪で会社そのものが指名停止になるものなのでしょうか。 役所、官庁に対する違反行為だけでなく、従業員の着服等でも会社が指名停止になるのでしょうか。	措置要件に照らしあわせながら、過去の事例や他省庁、主に国土交通省等の動向を見まして指名停止をかけております。
物役・競 6 0 令和 4 年度農林水産省Webサイト管理、技術支援者派遣業務（労働者派遣）（単価）	
令和 3 年度は 3 者応札だったのが、4 年度は 1 者応札となり、その原因として、アンケート結果では、業者が技術者に求める業務実績・資格要件と応札者に求める業務実績・資格要件を混同し、誤解したということですが、令和 3 年度は、そういうことはなかったのでしょうか。 3 者応札だった令和 3 年度と同じ条件で入札をかけたと思いますが、令和 4 年度になり、なぜ誤解が起きてしまったのでしょうか。	令和 3 年度については、確かに 3 者応札があり、特に仕様書の内容についても質問がなかったことで誤解がなかったものと認識しております。 ただ、仕様書において、技術者、派遣者については、経験を求めるもの、応札者については、過去の実績を求めるもの、という整理をしてはしましたが、その区分が明確でなかったため誤解が生じたのではないかと考えております。
入札等説明書受領者が 9 者おり、関心を持つ業者が多い中、誤認があったということに対して、来年度以降、説明会の実施等は考えていないのでしょうか	現時点では考えておりませんでしたが、今、御指摘いただいた点も踏まえて、検討させていただきます。

入札説明会が実施されていないというのは、何か事情があったのでしょうか。	令和3年度も未実施でしたが、応札者もあり契約を進めることができたので、令和4年度も特段実施しなかったという経緯があります。
「調査基準価格」というのはどういったものなのでしょうか。	例えば、役務等予定価格が1,000万円を超えるものにつきましては、入札を実施するに当たり、低入札価格調査に備え、調査基準価格を定めております。 入札価格が調査基準価格より低い価格で入札されますと、一旦入札を保留し、経営状況や業務が実施できる能力はあるか等調査し、当該応札者に対し、履行が可能かどうか判断を行います。 なお、本案件につきましては、調査基準価格以上のため、落札となります。
アンケート結果に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」を適用してお声がけいただきたい、とありますが、これはどういう意味でしょうか。	国の調達の取組の一つとして、障害者就労施設と契約を結ぶように努めましょうという制度があり、この制度を活用して、我々（障害者就労施設）にも、より契約の機会を与えていただきたいという御意見であると理解しております。
一者応札の場合にアンケートとヒアリングと2種類行っていますが、この違いは何なののでしょうか。	一者応札の際に、改善策を策定するため、事業者へなぜ参加いただけなかったかを、アンケート用紙を渡してアンケートで徴取する場合と、電話でヒアリングを行う場合があることから、言葉を使い分けておりますが、行っている内容は一緒です。
物役・競68 令和4年度世界食料需給動向等総合調査・分析関係業務（アジア地域における食料需給現地情報収集・分析業務）	
本事業は平成20年度から行っており、平成31年度と昨年度は2社応札があったとありますが、複数応札しているときと、今回では、公告期間や提案書提出までの期間は同じだったのでしょうか。 また、今回1者になった事情は何か考えられますでしょうか。	同じ期間です。 ここ数年、新型コロナウイルスの蔓延もあり、海外に行って調査を行う、海外の情報を取ってくるというのは、非常にコストや手間が掛かると考えられます。特に、2月24日にロシアがウクライナを侵攻したこともあり、両国も絡んでいる穀物需給に関する情報収集はコストも含め難しいと判断したものと考えております。

技術審査委員会の採点表の集計表に「調査内容を正確に把握できる調査対象が具体的に提案されているか」や「調査方法及び分析手法に、事業の成果を高めるための工夫がみられるか」という評価基準がありますが、これまで長く行っている本事業において、契約後に農林水産省から求める内容を事業者へ伝えるといったことはあるのでしょうか。	国際穀物需給も毎日のように変動していますし、この調査項目については、こういうことを重点的に行ってほしい、こういう情報が欲しい、といった情報交換を事業者とは絶えず行っております。 その結果については、毎月月末に公表している食料安全保障月報の中に取り込んでおります。
この調査は、かなり経験や実績が必要だと思いますが、前年度の受注者が応札を見送ったのはどういうことと聞いているのでしょうか。 今年度1者応札になった理由で分かりやすい理由というのはあったのでしょうか。	特にここ二、三年の新型コロナウイルスの蔓延で、海外の情報を集めてくる、海外に出張して穀物の生産動向等をレポートするといったものが多く含まれている本調査は、予算や経費を鑑み、難しいと判断したものと考えております。 繰り返しになりますが、入札の直前にロシアのウクライナ侵攻があったので、海外調査は何が起きるか分からず、コストも掛かりそうであるため、今年は見送ろうと判断したとも考えられます。 そういったことは、アンケート結果における、業務が膨大、多岐でコストに見合うメリットがないこと、という答えの中に返ってきていると思われます。
物役・競124 6次産業化総合調査業務	
アンケート結果の「近年受注している事業者の習熟度が高く」というのは、どういう意味なのでしょうか。	以前までは複数事業者が参加しておりましたが、今年度請け負った事業者につきましては、3年連続で請け負っている事業者になります。この事業者が本業務を行うに当たって、実際のノウハウ等が大分蓄積されているという実態が、ほかの事業者から見えているようであり、その差を埋めるのが難しいと感じたという意見でございます。
本件は従前から行われている業務だと思いますが、従前から行われている業務がなぜ「新規案件」なのか、基準について教えていただけないでしょうか。	令和3年度には、この6次産業化総合調査業務とは別に、6次産業化総合調査を行うための母集団といった調査対象を整理する業務を別に発注しております。 昨年度は二本立てで発注しておりましたが、今年度につきましては、それを一括して

	実施いたしましたので、整理上は新規案件としております。
物役・随 1 8 4 令和 4 年度農林水産業・食品産業における新たな作業安全強化対策推進事業のうちナッジを活用した行動変容促進手法の実証委託事業	
次年度契約がないということで、改善策の策定対象外ということですが、今回 1 者になった事情というのは何か考えられますでしょうか。	今回、入札説明会に参加いただいた 2 者に事後のアンケート等を取ったところ、業務コストに見合うメリットがない、作業安全という分野で、業務実績がなく参加しても受注見込みがない、業務内容が膨大又は多岐にわたるため、参加に必要な人員を確保できない、と判断したとの回答がございました。 それらの回答結果を踏まえると、農林水産業・食品産業の作業安全という分野に加え、ナッジ手法の活用について知見のある企業が少ないこと、また、今回 2 年目の事業ということもあって、入札参加者が少なかったのではないかと考えております。
企画審査検討経過記録において委員からの質問が三つほどありますが、質問があった事項については、実際に事業を実施するにあたり、何か反映されたりはしているのでしょうか。	質問のうち、まず、ダミー資材の有無につきましては、介入資材とダミー資材を作成し、それぞれを見た人ではどのように行動が変わるかという検討を行いました。 そして、サンプル確保に向けた取組につきましては、今回採点するに当たって、どのように現場に実装していくかがとても重要であると考えました。 昨年度は、このナッジ資材について効果があるのかに着目した調査だったため、インターネットのアンケート調査を行いました。アンケート調査では比較的ネットリテラシーの高い若い人が多く、それではデータとして偏りがあるのではないかとということもあり、死亡事故の多い高齢者向けに届けるためにはどうしたら良いか、手渡しなのか、掲示するのかという様々なことを考えて実施したところです。
物役・随 2 1 2 令和 4 年度フードバンク活動強化緊急対策委託事業	

企画競争において、落札者に対し、他社からの提案を付加するといった、事業内容にかかる交渉はできるのでしょうか。ないしは、行っているのでしょうか。	担当課としまして、一民間企業の知見で生まれている提案の内容を他社に流用を求めたりすることは、情報管理の観点で適切であるかどうかを含め、慎重にならなければいけないと考えており、そうした他社の提案内容を他の提案者に提案するようなことはしていません。 また、契約部門からも補足させていただきますと、企画競争というのは、技術提案のみのよし悪しで事業者を選定いたしますので、事業者が上げてきた提案の内容をこちらで変えるというのは、競争要因を阻害することであり、行ってはいけないことになります。
物役・随 7 8 令和 4 年度有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業（洪水発生時の農作物の安全性確保に向けた調査）	
一者応札に対する改善策の一つに、引き続き共同事業体での参加を可とするとありますが、アンケートでも、共同事業体で参加したいという回答があったのでしょうか。	対応する回答といたしましては、過去に一部について分析の実績がなかった、類似の業務実績がない、というものがございます。 洪水の被害で想定されるものはいろいろありますので、全てに対応するというのは 1 者では難しい場合もあると考え、例えば微生物に詳しい会社と化学物質に詳しい会社で組んでいただくなど、1 者で実績が十分でなくても共同事業体で参加いただけるように引き続き参加を可とし、説明会等でその旨を丁寧に説明していきたいと考えております。
この事業は令和 3 年度から始めた事業なのでしょうか。 今後もやる予定でしょうか。	令和 3 年度からやっており、今年が 2 年目の事業です。 複数年度でデータを蓄積していきたいと思っておりますので、今後も継続していきたいと考えております。
今回、アンケートの結果では、準備期間が短いという意見はなかったようですが、改善策を見ると、説明会の役割がとても重要と思われれます。説明会から企画書提出までの期限が短いといったことは、特に問題にならな	少なくとも今回のアンケートの結果におきましては、準備期間の問題というのは指摘されなかったところです。 今年度の段階で、ある程度長い提案書の作成期間を設定しておりますので、そこは

ったのでしょうか。	問題視されなかったのではないかと判断しております。
この案件については委託事業ですが、請負業務との違いは何なのでしょうか。	請負業務というのは、業務の成果を求め、仕様書の内容に合致しているかどうかが必要な確定契約であり、委託事業というのは、国の代わりに事業者へ委託し、請負業務と同じように仕様書は作成しますが、実際それが最後までできていたかどうかというのはマストではなく、出来上がったところまでの報告を頂き、確認して、最終的な事業実施額を確定して事業を終える契約であり、取扱いのスキームの差というのが異なっております。 なお、請負業務では庁費という予算を用い、委託事業では、委託費として予算を用いる、といった経費に関する違いもあります。
物役・随 170 令和4年度輸出環境整備推進委託事業（輸出先国・地域における食品安全規制等に関する法的整理）	
企画審査結果報告書において「条件を満たしているかどうかの審査を行ったところ、提出書類の条件を満たしていたのは3者であった。」とありますが、この満たしていない1者については、どのような扱いになるのでしょうか。 提出書類の条件を満たしていないものについても一応評価はするという事でよろしいでしょうか。	満たしていないものについては、候補から外れます。 今回は、一旦発表を聞き、点数を付ける中で、ここについては要件を満たしていないので候補から落としましょうという議論を行いました。
企画審査の採点結果に関しまして、特に差の付いたところ、落札者が一番よかったところを説明していただけますでしょうか。	大きく差が付いたところの例としましては、事業実施体制や事業内容の理解といったところが挙げられます。この事業を行っていく上で、国際法の知識はもちろんですが、現地法にも精通していることが必要であり、そういった観点では、現地の弁護士や現地事務所の拠点を持っていることや、提携パートナーがいるということを重視しました。グローバルなネットワーク、かつそのネットワーク先が、農林水産省の関心と一致しているといったところに高い点数が付いております。

提出書類の条件を満たしていないというのは、この採点表でいうと、どこに当たるのでしょうか。	この採点表からではございませんが、この事業について、対処方針の作成を仕様書の中に入れており、国際交渉の中で過去の紛争の判例にかなり注力をした事務所は多くございましたが、国際紛争ではない国際会議における交渉に関する分析が入っていないところにつきましては、仕様書の要件を満たしていないと判断しました。
物役・競 1 3 7 令和 4 年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業））	
落札率が低いのはどのような事情があったのでしょうか。	落札率が低かったのは、人件費の価格差が影響したものと考えております。本案件は、昨年度も契約をしている業者が今年度も受注しました。 予算積算は、通常新規で行う事業者を想定していましたが、今回の場合は、昨年度と同事業者が落札したということでノウハウがあった分、人件費を抑えることができたのではないかと考えます。
物役・競 1 6 3 令和 4 年度農林水産分野の先端技術展開事業における開発、実証研究及び社会実装の進行管理調査等に係る業務委託事業	
アンケート結果の中に、契約の複数年化を希望とありますが、これはどういう意味で言ったとお考えでしょうか。 毎年同じ人が、一者応札になる可能性が高くなってしまうということでしょうか。	進行管理を行う対象になっている先端技術展開事業が、3 年ないしは 5 年間を通じて実施する研究関係の事業になっておりますので、それと関連して、同じ先生に引き続き見ていただいた方がいいということもあり、複数年化を希望しているものと考えます。 ですが、進行管理の事業については、専門 P O の先生の人員確保だけでなく、一般的な事務、例えば事業報告書の取りまとめであったりインターネット環境の整備だったり委託する事業ですので、そちらさえできれば複数年化しなくとも、ほかの事業者でも応募できると考えます。

技術審査検討経過記録において「会議のリモート対応が増えるなかでの対応時間の管理体制強化など、前年度までの類似事業の経験を基に改善を検討すべきとの意見があった。」という記載がございますが、これは具体的にどのような点が問題とされて、どのような改善が検討されるべきだということになったのか、教えていただければと思います。	専門P Oの先生には、全 11 課題の担当者が企画する会議に出席いただいて助言をするという仕事があり、リモート会議が増える中、リモートの対応時間は帳簿で管理いただき、時間換算してお金をお支払いするとしておりましたが、先生によってセットアップの時間を含めるか否か等時間の付け方がまちまちであり、一貫的ではなかったので、同じになるように管理をしてください、とお願いするべきではないかという話が出たところです。
技術審査検討経過記録に「専門P Oへ支払う人件費・旅費の単価等の設定及び支払方法は適切であるか。」について意見がございますが、これは具体的にどのようなことが問題とされて、どのような改善が検討されるべきということなのか、教えていただければと思います。	こちらにつきましても、リモートの体制が十分ではないというふうに判断をされて、前述の対応になったところでございます。